企画提案競技方式による手続き開始の掲示

次のとおり企画提案書の提示を招請します。

平成 27 年 9 月 24 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　西　村　志　郎

１　業務概要

(1) 業務の名称

吹田操車場跡地都市再生事業に係る事業誌等作成業務

(2) 主な業務内容（詳細は企画提案競技説明書による）

事業誌の版下作成、地区案内看板のデザイン案作成

(3) 履行期間

平成 27 年 10 月（契約締結日翌日）～平成 28 年 2 月 28 日（予定）

２　競争参加資格

企画提案書の提出者は、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業であること。

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限の日において、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

(3) 平成 27・28 年度独立行政法人都市再生機構物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「西日本」地区の業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算を行っていない者であること。

(6) 平成 17 年度以降、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は市街地開発事業の施行者（都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む））における都市再生事業等及び道路事業や街路事業、河川事業等に係る事業記録誌や事業紹介パンフレット、企業誘致パンフレット等の作成業務（単純印刷業務は除く。）の履行実績を 1 件以上有する者。

※「都市再生事業」とは、市街地開発事業（都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業）その他市街地の整備改善及び団地の建設・建替えを行う事業をいう。）

(7) 機構の担当者との打合せに適切な対応ができる責任者を配置できること。

(8) (7)の責任者又は責任者の指示の下で主に業務を行う担当者が、平成 17 年度以降に(6)に掲げる業務を行った実績があること。

３　企画提案書の提出者を選定するための基準

企画提案競技説明書４のとおり。

４　手続き等

(1) 担当部署（問い合わせ先）

大阪市城東区森之宮一丁目６番 85 号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
都市再生業務部　市街地整備チーム（担当：盛田、安田）
電話 06－6969－9176

(2) 企画提案競技説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成 27 年 9 月 24 日（木）から平成 27 年 10 月 14 日（水）まで
交付方法：機構ホームページよりダウンロードすること。
（機構ホームページ　http://www.ur-net.go.jp/orders/west/order.html）

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成 27 年 9 月 24 日（木）から平成 27 年 9 月 30 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
提出場所：上記(1)に同じ
提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとする。但し、やむをえず郵送とする場合は書留郵便によるものとし、あらかじめ提出日時を連絡のうえ上記日時までに必着とする。なお、封筒には「企画提案書在中」と朱書きすることとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

(4) 企画提案書特定までの流れ

・当機構において参加表明書の提出者の競争参加資格について審査を行い、資格を満たしていて評価の高い者から順に原則３者を企画提案者として選定する。
・企画提案書の提出者に選定された者のみ、企画提案書を提出することができる。
・当機構において提出された企画提案書について評価を行い、最も優れた企画提案書１件を特定する。

(5) 再公募の実施

当該手続きに参加する者が当機構の関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

５　企画提案に関しての留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約書作成の要否　要
(3) 提出書類（企画提案書を含むすべての書類）の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
(4) 提出書類については提出者に返却しない。

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、その書類を無効とするとともに、当機構の定める期間、提出者の競争参加資格を取り消す。
(6) 特定した提案内容については、開示請求者から情報公開請求があった場合は、権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
(7) 特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定されただけであり、契約手続きを完了するまでは、当機構との契約関係を生じるものではない。
(8) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
(9) 企画提案書の提出者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法に基づく、適切な管理能力を有していること。

６　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

別添による。

以　上

別　添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

１　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

２　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

３　当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

４　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以　上